

# みんなでささえる老人保健医療 すこやか生活で 医療費増加にストップ!!

老人保健制度とは、お年寄りの皆さんが医療を受けるときの負担を軽くして、『すこやかな老後』を送れるように設けられた制度です。その運営は市町村が行っていますが、全国的な傾向として、ここ数年医療費が増え続け、その対策を迫られています。老後は誰にも訪れるものです。より良い老人保健を目指して、皆さんで考えてみましょう。

## 老人保健の財源は

老人保健の医療費を支払うのに必要なお金は、社会保険診療報酬支払基金（支払基金）という機関が約1/2を負担し、残りを国・県・市で負担しています。

その一方、支払基金は老人保健受給者が加入している健康保険（国民健康保険や社会保険など）から医療費に応じて拠出金として支払ってまいります（図1）。

つまり、老人保健運営のための税金などは直接納めていなくても、市民の皆さんがそれぞれの立場に応じて負担しているわけですから、医療費の増加は結局私たち自身の負担増を招くこととなります。

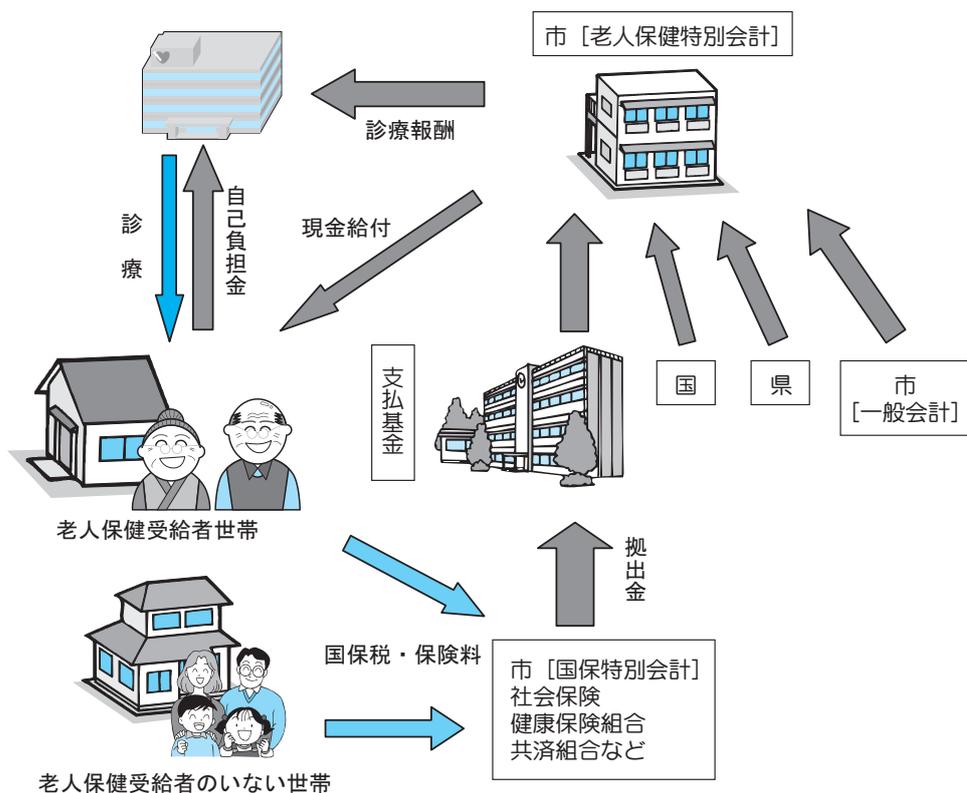
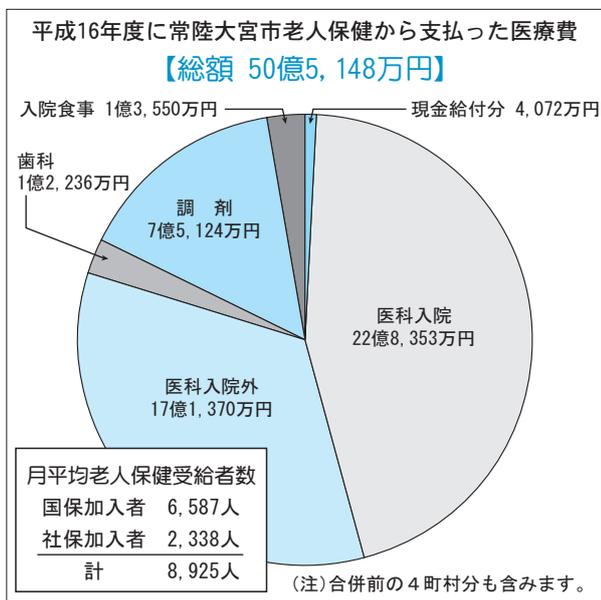


図1 老人保健制度のしくみ

グラフ1



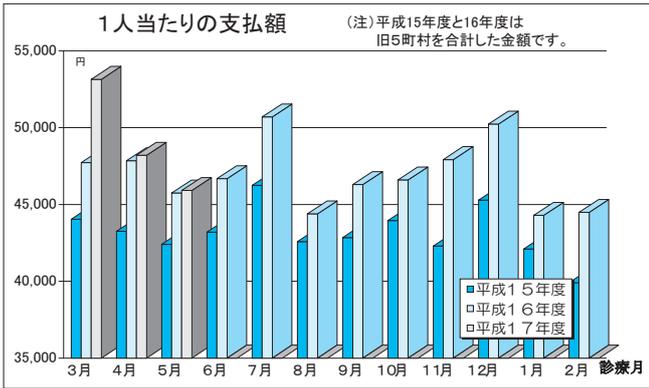
## 増え続ける医療費

老人医療費増加の原因には、生活習慣病などの増加や医療技術の進歩が考えられますが、常陸大宮市では、それに加えて人口構造の高齢化があります。

つまり、病気になるがちなお年寄りの人口が増えることによって医療費も増加しているのです。

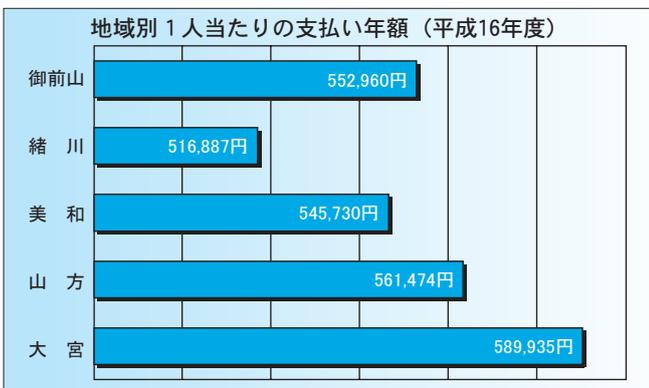
平成16年度に常陸大宮市が支払った老人保健の医療費は50億円あまりにのぼります（ヘグラフ1）。

グラフ 2

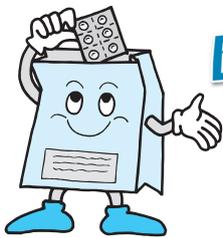


そして、老人保健制度が現在のよう  
 にならなくなったあとの、平成15年度か  
 らの1人あたりの医療費をみると、  
 すべて前年の同じ月を上回っている  
 ことが分かります(「グラフ2」)。  
 また、各地域別の医療費を比べて  
 みると、医療環境が整っている地区  
 ほど1人あたりの医療費が高くなり  
 (「グラフ3」)、また自己負担が少ない  
 と高くなる傾向にあるといえます。  
 昭和7年生まれの方が75歳に達す  
 る平成19年からは老人保健受給者が  
 増加していきましますし、総合病院の新  
 設によって、さらに医療費が増える  
 ことも予想されます。  
 医療費がこれ以上増えると、老人

グラフ 3



保健の運営が難しくなり、保険税や  
 自己負担額が増えることになりかね  
 ません。  
**医療費を増やさないためには**  
 それでは、医療費を増やさないため  
 にはどうすればよいのでしょうか？  
 その答えは決して難しいことでは  
 ありません。何よりも、お年寄りの  
 皆さんが明るく楽しい健康的な生活  
 を送ることが、安定した老人保健の  
 運営にいちばん大切なことといえる  
 からです。  
 具体的には、下のようなポイント  
 があげられます。



## 医療費を減らす 健康的な生活のポイント

### ①病院の掛け持ちはやめましょう

かかりつけのお医者さんを持ち、信頼して指示  
 を守りましょう。同じ病気でも複数のお医者さん  
 にかかることは治療が長引く原因になります。

### ②薬は無駄なく正しく飲みましょう

薬の飲みすぎは逆効果になるうえ、飲み合わせ  
 が悪いと危険な場合もあります。お薬手帳を利用  
 すると、複数の病院にかかっても安心です。お薬  
 手帳は有料ですが薬局で発行してくれます。

### ③定期的な健康診断と早期治療を心がけましょう

病気の早期発見、早期治療は病気を治すのに  
 いちばん効果的。治療にかかる期間が短くなり、  
 それだけ体への負担も少なくなります。

### ④生きがいを持って生活しましょう

年齢を重ねても衰えない経験や知識を生かせる  
 趣味を持ったり、無理のない仕事をするだけで  
 生活にはりが出て健康的に暮らすことができます。

### ⑤おしゃれをして町に出かけましょう

他人の目を意識して外に出ると、いつもと違う  
 景色に好奇心が刺激されます。脳や心の老化を予  
 防する好奇心や感動を忘れないようにしましょう。



# もっと知りたい 老人保健制度

## 老人保健の対象者とは

老人保健に加入している方を老人保健受給者といいます。

老人保健受給者の対象となるのは、常陸大宮市に住所がある75歳以上の方または、一定の障害を持つ65歳以上の方です。

ただし75歳以下でも昭和7年9月30日以前に生まれた方はすでに対象となっています。

また、老人保健受給者になっても、それまでの国民健康保険や社会保険など職場の健康保険などは引き続き加入していますので、国保税あるいは保険料は今までもどおり納めていただきます。

## お医者さんにかかるときは

お医者さんなどで治療を受けるときは保険証、受給者証と健康手帳を必ず提示してください。健康手帳は受給者証と一緒に発行しています。

また、医療福祉（マル福）に該当している方は医療福祉受給者証を、減額認定証や特定疾病受療証をお持ちの方はそちらも提示してください。



## 窓口で払う 自己負担の割合は

老人保健で医療を受けるときは自己負担割合は「表1」のとおり、所得に応じて1割負担と2割負担の場合があります。自己負担の割合は、前年の所得が確定したあと、毎年8月1日を基準に見直しがあります。その結果、自己負担の割合が変更になった方にだけ市役所から新しい受給者証が送られます。

受給者証には有効期限はありませんので、負担割合が変わらない方はそのままお使いください。

## 医療費が高額になったときは

1カ月の自己負担額が「表2」の自己負担限度額を超えた場合は、超えた金額が高額医療費として、あと

表1 老人保健の自己負担割合

区分	負担割合	所得の基準
高所得者 (一定以上所得者)	2割	世帯内に課税所得145万円以上の70歳以上の方がいる場合。 ただし、70歳以上の方の収入の合計が2人以上の場合621万円未満、1人の場合484万円未満のときは申請により1割負担になる。
一般	1割	世帯内に課税所得145万円以上の70歳以上の人がない場合。
低所得II		世帯内の全員が住民税非課税の場合。
低所得I		世帯内の全員が住民税非課税で、各所得が所得控除後に0円となる場合（年金は控除額65万円とします）。

表2 老人保健の自己負担限度額

区分	自己負担限度額		入院食事代 (1日あたり)
	外来のみ (個人ごと)	入院と外来 (世帯合算)	
高所得者 (一定以上所得者)	40,200円	72,300円+医療費の1% (ただし、過去1年間に3回以上高額医療費が発生したときは40,200円)	780円
一般	12,000円	40,200円	
低所得II	8,000円	24,600円	90日まで 650円 91日目から500円
低所得I		15,000円	300円

から支給されます。この場合、はじめに高額医療費に該当したときにだけ市役所への申請が必要になります。常陸大宮市では、皆さんの医療費を1ヵ月単位で計算して、申請が必要な方にだけ郵便ハガキでお知らせします。ので、このハガキが届いたら、注意事項をよく読んで申請してください。2度目以降は決定通知書を送り、指定の口座に振り込みます。

### 自己負担が少なくなる場合があります

1 割負担の方の中で、〈表1〉の低所得者の基準を満たす方は低所得Ⅰまたは、低所得Ⅱに該当し、〈表2〉のように自己負担額が少なくなります。ただし、市役所に申請して『老人保健限度額適用・標準負担額減額認定証』（減額認定証）をあらかじめ発行してもらう必要がありますのでご注意ください。

### 特別な病気で治療が長期継続するとき

高額の治療を長い期間続ける必要がある病気で、厚生労働大臣が指定するものについては、『老人保健特定疾病療養受療証』（特定疾病受療証）を病院に提示することで毎月の自己負担額が1万円までになります。

なお、特定疾病受療証を受け取るには市役所への申請が必要です。

#### 【特定疾病に該当する病名】

- ①人工透析が必要な慢性腎不全
- ②血友病
- ③抗ウイルス剤投与に起因するHIV感染症

### あとから医療費が返還される場合があります

次のような場合、全額を支払った医療費は、市役所に申請すると自己負担額を除く分が本人に直接返還されます。

- ①これを現金給付（または償還払い）といいます。
- ②骨折やねんざなどで、保険診療を取り扱っていない柔道整復師の治療を受けたとき
- ③医師の指示で、コルセットなどの治療用器具をつくったとき
- ④旅行中の急病など、やむを得ない事情で保険証や受給者証を持たずに診療を受けたとき

### 届け出が必要な場合があります

次のような場合は届け出が必要です。届け出は、本庁医療保険課または、各総合支所市民課のどちらでもできます。

また、届け出には老人保健医療受給者証（受給者証）、健康保険被保険者証（保険証）、印鑑が必要です。

- ・加入している健康保険が変わったとき、または保険証の番号が変わったとき
- ・住所が変わったとき（転入や転出も含みます）
- ・生活保護を受けるようになったとき
- ・老人保健受給者が死亡したとき
- ・交通事故などで治療を受けたとき

### 交通事故などで治療を受けたときは

交通事故など相手のあるケガの場合は、事故の責任の割合によって治療費を払うことになっています。このようときは老人保健で治療を受けて、事故の過失割合が決まったあと、事故の相手（または相手が加入している保険会社）から市役所の老人保健特別会計に治療費を返還してもらうこととなります。

交通事故などで医療機関にかかった場合は、必ず、できる限り早く市役所の医療保険課にお知らせください。



### 介護が必要となったら

老人保健と介護保険が重なり合う場合は、原則として介護保険からの給付が優先されます。

そのため、65歳以上で介護が必要と認定された方に対する介護サービスについては介護保険から受けることとなります。

## 老人保健についてもっと詳しく知りたいときは

市役所本庁 医療保険課医療係 ☎52-1111（内線163）

または各総合支所市民課へお問い合わせください。

- 山方総合支所市民課 ☎57-2121
- 美和総合支所市民課 ☎58-2111
- 緒川総合支所市民課 ☎56-3991
- 御前山総合支所市民課 ☎55-2112

